

第1回脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会における主要論点 (複数業務要因災害における脳・心臓疾患の認定について)

(前提)

「複数業務要因災害に関する保険給付」からは、「業務災害に関する保険給付」が除かれているところであり、実際の労災請求事案の審査に当たっては、まず、業務災害に該当するか否かを判断した上で、これに該当しない場合に、複数業務要因災害として労災保険給付の対象となるか否かを判断していくこととなる。

1 認定基準の適用について

複数業務要因災害においても、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」（平成13年12月12日付け基発第1063号別添。以下「認定基準」という。）に基づき、労災保険給付の対象となるか否かを判断することによいか。

(認定要件)

次の(1)、(2)又は(3)の業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病として取り扱う。

- (1) 発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事（以下「異常な出来事」という。）に遭遇したこと。
- (2) 発症に近接した時期において、特に過重な業務（以下「短期間の過重業務」という。）に就労したこと。
- (3) 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務（以下「長期間の過重業務」という。）に就労したこと。

- ・ 過重負荷と脳・心臓疾患の発症との関係に関する医学的知見を踏まえ、複数業務要因災害においても、「業務」を「複数業務」と読み替えた上で、認定要件は上記のとおりと考えてよいか。

2 複数業務による過重負荷の評価（認定基準の運用）について

複数業務要因災害について、認定基準に基づき、これに該当するか否かを判断するに当たり、次のような点について、専門家の意見を踏まえて運用することが必要ではないか。

なお、単独の事業場においては業務による明らかな過重負荷は認められなかったことを前提とする。

(1) 「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」について、労働時間を評価するに当たっては、異なる事業場における労働時間を通算して評価することによいか。

- ・ 「短期間の過重業務」について、異なる事業場における労働時間を通算し、業務の過重性を評価することによいか。
- ・ 「長期間の過重業務」について、異なる事業場における労働時間を通算し、週40時間を超える労働時間数を時間外労働時間数として、業務の過重性を評価することによいか。

(2) 「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」について、労働時間以外の負荷要因を評価するに当たり、異なる事業場における負荷を合わせて評価することによいか。

(労働時間以外の負荷要因)

不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い業務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境（温度環境、騒音、時差）、精神的緊張を伴う業務

(3) 「異常な出来事」については、これが認められる場合には、単独の事業場における業務災害に該当すると考えられることから、一般的には、異なる事業場における負荷を合わせて評価する問題は生じないと考えてよいか。

(異常な出来事)

- ア 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態
- イ 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態
- ウ 急激で著しい作業環境の変化